

学校における光化学スモッグ緊急時の対応について

本年5月以降において九州や中国地方の広い範囲において光化学スモッグ注意報が相次いで発令されたことは皆さんご記憶に新しいことと思います。経済成長に伴い大気汚染が深刻化している中国大陸からの汚染物質の流入も原因の1つと考えられています。光化学スモッグは日本でも従来大都市周辺に集中していましたが、近年は地方でも増加、2006年の発生地域数は25都府県で過去最高となっています。

愛知県においても、本年7月20日付けで下記通知が出されています。県下の学校におきましてもこの通知を含め「学校における光化学スモッグ緊急時対策要項（昭和52年4月制定）」の文書が配布されておりますのでよろしくご配慮の程お願い致します。

19大気第355号 平成19年7月20日	
愛知県教育委員会教育長 殿	愛知県環境部長
愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱及び愛知県光化学スモッグ緊急時対策取扱要領の一部改正について（通知）	
本県の環境行政の推進につきまして、日ごろから格別の御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。	
本県では、近年、県内の光化学オキシダント濃度が高濃度となることが多くなってきたこと、また、平成19年6月27日（水）に豊橋市及び田原市で光化学スモッグによると思われる被害が発生したことを踏まえ、愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱に定める光化学スモッグ注意報等を発令できる区域の見直し（拡大）を行うこととしました。	
これに伴い、愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱及び愛知県光化学スモッグ緊急時対策取扱要領を別添（愛知県環境部H・P参照）のとおり改正し、平成19年7月27日（金）から適用することとしましたので、光化学スモッグ緊急時対策について御協力いただきますようお願いいたします。	

なお新区域については（別添1）「学校における光化学スモッグ緊急時対策要項（昭和52年4月制定）」については（別添2）をご覧ください。

<参考>

・光化学スモッグ

工場や自動車の排気ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素（揮発性有機化合物）が、太陽の強い紫外線を受けると光化学反応を起こし、それにより生成する有害な光化学オキシダント（オゾンやアルデヒド）が気象条件によっては空中に停留しスモッグ上になること

・発生時期

4月から10月にかけての日差しが強くて気温の高い、風の弱い日に発生しやすい

・健康への影響

目の刺激やのどの刺激があり、目がチカチカする、涙が出る、のどが痛い等の症状

・処置方法

運動を中止して屋内に入り、窓やカーテンを閉める。涼しい通風のある場所で安静を保つ。

眼症状

- ・水道水で眼を洗う。
- ・症状が軽快せず眼痛が持続する場合は眼科を受診する。
- ・目薬の使用（涙液と同成分のもの）

咽頭症状

- ・水道水でうがいをする。（イソジン等でもよい）

眼を洗っても、うがいをして様子が変わらない時や、息苦しさを感じたり、胸が苦しくなったときは医師の診察を受けましょう！

<第3回> 学校環境衛生の基準について

学校環境衛生の基準とは

学校環境衛生の基準は、学校保健法（昭和33年法律第56号）に基づく環境衛生検査、事後措置及び日常における環境衛生管理を適切に行い、学校環境衛生の維持、改善を図ることを目的として作成された基準であり、文部省体育局長（現在文部科学省スポーツ・青少年局長）通知、文体学187号として平成4年6月23日に発出された。この基準は、幼稚園から大学までのすべての学校で遵守しなければならない。

この基準の原型は、昭和39年6月に保健体育審議会より「学校環境衛生の基準」が文部大臣に答申されたものであり、「照度及び照明環境」以下、「水泳プールの管理」まで15項目にわたって各項目ごとに検査項目、判定基準、事後措置等が示されていた。昭和39年6月に文部省体育局長名をもって各都道府県教育委員会教育長等にこの答申を参考とするよう通知され使用されてきた。

なお、現在までに一部改訂を行いつつ平成19年7月10日付け改訂が最新の基準である

日常の環境衛生（日常点検）と定期検査

学校においては、日常の健康管理が重要であるのと同様に、刻々と変化する日常の環境衛生に適切に対応していく必要がある。このため日常点検は学校の職員が実施することとなる。

定期検査は、日常点検が適切に行われているかといういわゆるチェック機能的な役割もあり学校薬剤師等が専門的に検査を実施する。

臨時検査

臨時検査は、

- 伝染病又は食中毒の発生の恐れがあり、また、発生したとき
- 風水害等により環境が不潔になり、又は汚染され、伝染病の発生の恐れがあるとき
- 机・イス・コンピュータ等、新たな学校用備品の搬入等によりホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の発生の恐れがあるとき
- その他必要なとき

に必要な項目を定め実施することとする。

つまり、学校環境衛生に関し、特別な事情が生じ、児童生徒に健康影響が生じると判断された場合に行うこととなる。

学校医との連携について

学校環境衛生の管理については、学校保健法施行規則第23条「学校医の職務執行の準則」の二に、「学校環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導と助言を行うこと」と定められていることからもお互いに協力連携を図らなければならない。

< 7月・8月の活動報告 >

7月20日(金)

東海ブロック学校保健会連絡協議会

会場：岐阜県民ふれあい会館

参加者：愛知・岐阜・三重及び名古屋市の学校保健会役員(13人)

愛知より木全勝彦(学校保健会理事)、古井(県教育委員会)

8月 5日(日)

平成19年度 健康・学校環境衛生講習会

会場：宮崎県宮崎市 サンホテルフェニックス国際会議場

全国から約300名の学校薬剤師が参加する盛大な会となった。冒頭、杉下日学薬会長の挨拶では、近年の社会環境や生活様式などの急激な変化が子供たちの心身の健康に様々な影響を及ぼし、深刻な健康問題が提起されている点が指摘された。ご存知のように喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物を巡る学校環境の問題など多岐に渡っていること。そして、これらの問題の解決には、単に学校のみでの対応でできるものではなく、広く社会全体の課題としてとらえ、学校や家庭はもとより、地域の関係者と一体となった取り組みが必要であると提言がなされた。さらに、学校薬剤師の活動は、将来を担う子供たちの健康作りを目標に、積極的に教育の現場に参画することが求められており、学校薬剤師がコーディネーターとして果たす役割に大きな期待が寄せられているとまで言及された。今までに、日学薬としてここまで積極的な発言はあっただろうか？ 学校薬剤師の仕事が今後大きく変化していくように感じました。私たち愛知県においても、各種検査の実施はもとより、薬剤師が話す「くすりのお話」事業の展開を通して、子供たちへの健康教育に今後一層の寄与していくことを念頭にさらなるレベルアップを図りたいと考えます。

さて、今回の講習会のテーマは「アルコール」です。

講義1「学校における飲酒防止教育」

元厚生労働省・健康教育調査官

現兵庫教育大学大学院 鬼頭 英明先生

講義2「未成年の飲酒と健康」

国病機構久里浜アルコール症センター

樋口進先生

講義3「酒類企業と社会的責任」

サントリー 環境部 高梨健先生

講義4 学校環境衛生の今日的課題【研究課題報告】

児童生徒が抱えるアレルギー様症状等の実態について

愛知県学校薬剤師会 木全勝彦先生

防ダニ布団を使用した場合の防ダニ効果(誌上発表)

神戸大学 石川哲也先生

ダニ汚染度簡易測定キットとELISA法による室内塵中ダニ汚染判定結果の相関性評価

宮崎県薬剤師会 佐藤和俊先生

ダニ・ダニアレルゲン検査の実施促進

日本学校薬剤師会 宮下元樹先生

がそれぞれ研究内容をご発表された。

講義は前半がアルコール、後半がアレルギーといったテーマに沿って行われた。

その中で、アルコール教育の難しさが指摘されていた。タバコや違法薬物に比べてその存在を否定しにくいこと。日本古来からの冠婚葬祭と飲酒の習慣とのつながりが深く、大人の飲酒に対する意識も甘く、子供たちが飲酒に抱いている認識も誤解が多いことがあげられるという。皆様の周りではいかがだろうか？ なるほどそうだという人は多いと思う。

「未成年は飲酒をしてはいけない」これを崩してはならない。しかしながら、「大人はアルコールを飲んでもいいのに、なぜ未成年者は飲んではいけないのか？」という素朴な質問に答えられるだろうか？ その参考となる事実を紹介したい。まず、子供の脳は大脳辺縁系が大脳皮質よりも優位だと



いうことだ。大脳辺縁系は主に感情や欲望をつかさどる器官である。アルコールによって興奮や麻痺が起こることによって、感情の高ぶり（特に負の感情）が抑えられなくなったり、欲望（思春期は特に性の欲求）が他の何よりも優先してしまうようなことがおこるといふ。事件になり易い。血中アルコール濃度別の自爆死の確率は、若い人ほど高くなっている。また、酒を飲み始めるのが早ければ早いほど将来アルコール依存症になりやすいと言われている。

そして飲酒は喫煙と並んでゲートウェイドラッグと呼ばれるように覚せい剤などの薬物乱用への入り口となり易い。文科省の調査で、飲酒、喫煙に対する関心と薬物に対する印象や薬物乱用に対する考え方とのクロス集計を行ったところ、飲酒、喫煙に対して肯定的な考え方を持つグループは、薬物に対する印象も肯定的であり、薬物乱用に対しても個人の自由と回答した割合が多かったという。喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、そのような行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それらに適切に対処する必要がある。学校で学んだこと、特に義務教育の期間で学んだことは、将来ずっと記憶の継続があり、それが行動に結びついていると言われている。スパイラル教育（繰り返しの教育）が必要な分野と言えそうだ。

次にアレルギー関係の講義の内容を紹介したい。

後半の2演題は、一昨年から始まったダニアレルギーの検査方法に関するものだった。

今回は、簡易測定キットとELISA法との相関性に関する評価が行われた。簡易検査に取り上げたのは、アカレックテストとマイティチェッカーであった。まず、簡易検査キット間での判定結果に差が見られなかったこと、更に、ELISA法に比し高い相関性を得られたとのことで、ダニ汚染度を半定量的に評価することが可能だとの結論に至っている。また、検査結果に対し地域性や室温や湿度との関連性に関して今後の課題としたいとの発表があり、興味深かった。また、愛知県の木全勝彦先生が、児童生徒が抱えるアレルギー様症状等の実態についてというテーマで発表された。先生は小中学生約13000人を対象に調査・分析を行っている。アレルギーの発現時期を症状別に調査、またその源物質の調査をされた。その結果、小中学校に通う児童生徒におけるアレルギー疾患は稀な疾患ではない、ということをお話している。すなわち、児童生徒にとって学校を安全でかつ安心して学べる場所とするためにアレルギー疾患の見地からも対策が必要だとの見解だ。

今回の会場は何かと話題の宮崎県。東国原知事の好影響で盛り上がり過ぎて様子を街のあちこちから感じることができました。

（緑区 山口一丸）



8月18日（土）

第16回 薬物乱用防止教育研修会

会場：国土館大学世田谷キャンパス柴田会館

参加者：樋口光司（シンポジスト） 木全勝彦、他140名

- 講演： 1 青少年の問題行動と薬物のない社会を作るために
前警察庁生活安全局長・前東京都副知事 竹花 豊
- 2 児童生徒の薬物の意識調査と乱用防止教育
文部科学省スポーツ・青少年局学校教育課
健康教育調査官 北垣邦彦
- 3 薬物乱用防止のための啓発活動の動向
麻薬・覚醒剤乱用防止センター企画部長 阿部俊三
- 4 シンポジウム

薬物乱用の根絶を目指してどのように取り組めばよいか

コーディネータ 神戸大学院人間発達環境学研究所教授 石川哲也

樋口光司先生がシンポジストとして愛知県・名古屋市の小・中・高等学校で実施している「くすり教育」を紹介、薬物乱用防止教育における薬剤師の関わり的重要性を説かれた。

